

公益財団法人介護労働安定センター介護職員初任者研修事業（通信）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

公益財団法人 介護労働安定センター 島根支部

島根県松江市朝日町498 松江センタービル9F

電話 0852-25-8302 FAX 0852-25-8303

（目的）

第2条 公益財団法人 介護労働安定センター島根支部は（以下「センター」という）は、介護に携わる者、または携わろうとする者が、業務を遂行するに必要な知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行なうことができるようにすることを目的とし、本研修事業を実施する。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するため、第4条の研修事業を実施する。

（研修事業の名称）

第4条 研修の名称は次のとおりとする。

公益財団法人 介護労働安定センター島根支部 介護員養成研修介護職員初任者研修（通信）

（年間事業計画）

第5条 令和8年度の研修は、事業開始日及び募集期間についてホームページ上で公開予定。

（受講対象者）

第6条 受講対象者となるのは、邑智郡内に居住している者、もしくは邑智郡内の介護事業所に勤務している者であること。

2 本人確認は、都道府県要綱等により定められた方法に基づき実施する。

（受講定員）

第7条 受講定員は15名とする。

(研修参加費用)

- 第8条 (1) 受講料 0円(税込)
(2) テキスト代 0円(税込)

(使用教材)

第9条 研修で使用するテキストは、次のとおりとする。

【発行元】公益財団法人介護労働安定センター

「介護職員初任者研修テキスト」(全4巻)(令和6年3月改定版発行)

(研修カリキュラム)

第10条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは「研修カリキュラム」のとおりとする。

(研修実施場所)

第11条 研修を行なうために使用する講義及び演習会場は、悠邑ふるさと会館(邑智郡川本町大字川本332-15)とする。

(担当講師)

第12条 研修を担当する講師は、「担当講師一覧」のとおりとする。

(科目の免除)

第13条 科目の免除は島根県介護員養成研修実施要綱の6.科目の免除のとおりとする。

(修了認定方法)

第14条 修了の評価は100点を満点とし、A,B,C,D(Dは不合格)の4段階で行い、C以上が評価基準を満たしたものとする。

A評価=90点以上 B評価=80~89点 C評価=70~79点

D評価=70点未満(D評価70点以下は不合格)

2 修了評価表に各科目の評価を入れ、修了証明書と共に修了者へ渡す。

(研修欠席等)

第15条 受講者がやむを得ない事由により研修を欠席、遅刻、早退をする場合は、事前又は事後速やかに必ず「届」及び当該欠席、遅刻、早退の理由を証明する書類を提出するものとする。

2 前項の欠席、遅刻、早退により研修を受講しなかった時間については、未履修とする。

- 3 前項の具体的な取扱い、島根県介護職員初任者研修要綱等に基づき、別途定めることとする。

(補講及び補講を実施する場合の実施方法及び費用等)

第16条 修業年限8月以内に修了する。やむを得ない場合は、1年6月以内とする。

この期間を超えての補講は認めない。

- 2 やむを得ず補講を行った場合の費用は無料とする。
- 3 所定の修了評価基準を達成できなかった場合の補講については、補講を実施するとともに、再度修了評価を行う。また、修了時の評価ポイントに示す技術等の習得が不十分な場合についても必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。この場合の費用は発生しない。

ただし、前条により未履修となったカリキュラム(時間)について、センターがやむを得ない事情があると認め、かつ、修了する意欲のある者に対しては、研修時間数(実習、演習を除く)の概ね1割を上限として研修修了日までに補講を設定することができる。

- 4 補講は、未履修となったカリキュラム(時間)と同等の学習成果が得られるよう、未履修となったカリキュラムの内容に沿った課題レポート作成により実施する。レポート作成は自宅等での作成を認める。
- 5 前項に規定する「やむを得ない事情」とは社会通念上の次の事由をいうものとする。
 - (1) 病気、怪我(証明できる書類の提出を求めるものとする。)
 - (2) 天災地変、台風
 - (3) 交通機関等のストライキ
 - (4) その他真にやむを得ない事由としてセンターが認めるもの

(退所)

第17条 センターは、次の者を退所させることができる。

- (1) 研修途中において、受講継続意思がなく受講の中止を申し出た者
- (2) 偽りその他不正により受講していることが判明した者
- (3) 学習意欲の欠如または成績不良等により、修了の見込みがないと認められる者
- (4) 素行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (5) 欠席等により未履修のカリキュラム(時間)が、研修時間数(実習、演習を除く)の概ね1割を超えた者
- (6) その他、研修の受講を継続することが、客観的に観て不相当と認められる者

(退所届)

第18条 前条により退所となった受講者は、「退所届」を提出するものとする。

(修了の認定)

第19条 修了の認定は、第9条に定めるカリキュラムをすべて履修し、島根県介護職員初任者研修実施要綱等により定められた修了の評価基準を満たす者に対して島根支部長が修了を認定する。

(修了者の管理の方法)

第20条 センターは修了者を修了者台帳に記載し、島根県介護職員初任者研修実施要綱等で指定された様式に基づき知事に報告する。

(修了証明書の交付)

第21条 センターは前条により修了と認めた者に、島根県介護職員初任者研修実施要綱等により定められた修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(保険加入)

第22条 すべての受講者は、研修中の傷害事故及び賠償事故に備えるため、センターが指定する「介護労働講習等損害（傷害・賠償責任）保険」に加入することとする。

原則として、研修に係る受講生の損害保険料は公益財団法人介護労働安定センターが経費として計上するため受講生からは徴収しない。

(研修の中止又は延期)

第23条 センターは、天災その他やむを得ない事情により研修の実施が困難と判断した場合は、研修の中止または延期の措置をとることとする。

2 前項により研修を中止又は延期した場合、センターは新たな日程を設定するなど措置を講じることとする。

(個人情報の取扱い)

第24条 研修における個人情報の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 受講生は研修を受講する上で知り得た受講生及びその家族の個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。
- (2) 受講者は、講義や実習を行なう上で知り得た情報を、第三者に漏洩してはならない。
- (3) センターは、当該研修実施により知り得た受講者等の個人情報について、センターのプライバシーポリシーに基づき厳正に管理し、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(情報開示の方法等)

第25条 センターのホームページ上において、情報開示を行なうこととする。

<http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/shimane>

- 2 前項の情報開示は、島根県介護職員初任者研修実施要綱等に基づき行なうものとする。

(施行細則)

第26条 本学則に必要な細則及び本学則に定めない事項で必要と認められるものは、当センターがこれを定める。

(附則)

- 1 この学則は、令和4年8月1日から施行する。
この学則は、令和5年2月1日から施行する。
この学則は、令和6年8月1日から施行する。
この学則は、令和7年8月1日から施行する。
この学則は、令和8年8月1日から施行する。